

東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について

平成 23 年 9 月 12 日
(社) リース事業協会

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、地方税法の一部改正が行われ、固定資産税及び都市計画税等の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置が講じられた（平成 23 年 8 月 12 日施行）。

1. 固定資産税

(1) 課税免除

- 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成 23 年度分の課税が免除となる措置が講じられた。
- 償却資産については、法改正による免除規定が設けられていないが、「必要に応じ、法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項に基づき、適切に減免を行っていただきたい」旨の通知（都道府県知事宛 平成 23 年 8 月 12 日総務省自治税務局長）が出されている。
- これにより、償却資産への特例措置の適用、適用する場合に既存の条例（参考例参照）で対応するか等は、各自治体の判断に委ねられている。

(2) 代替償却資産の特例

- 警戒区域内償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が解除されるまでの間に、被災地域において取得した場合等においては、課税標準を 4 年度分 2 分の 1 とする措置が講じられた。

〈参考：地方税法等〉

(固定資産税の減免)

第三百六十七条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(参考例) 南相馬市税条例

(固定資産税の減免)

第 71 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1) (2) 略

(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書とその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格

(3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第 3 号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第 1 項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

2. 自動車税等

(1) 警戒区域内自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例

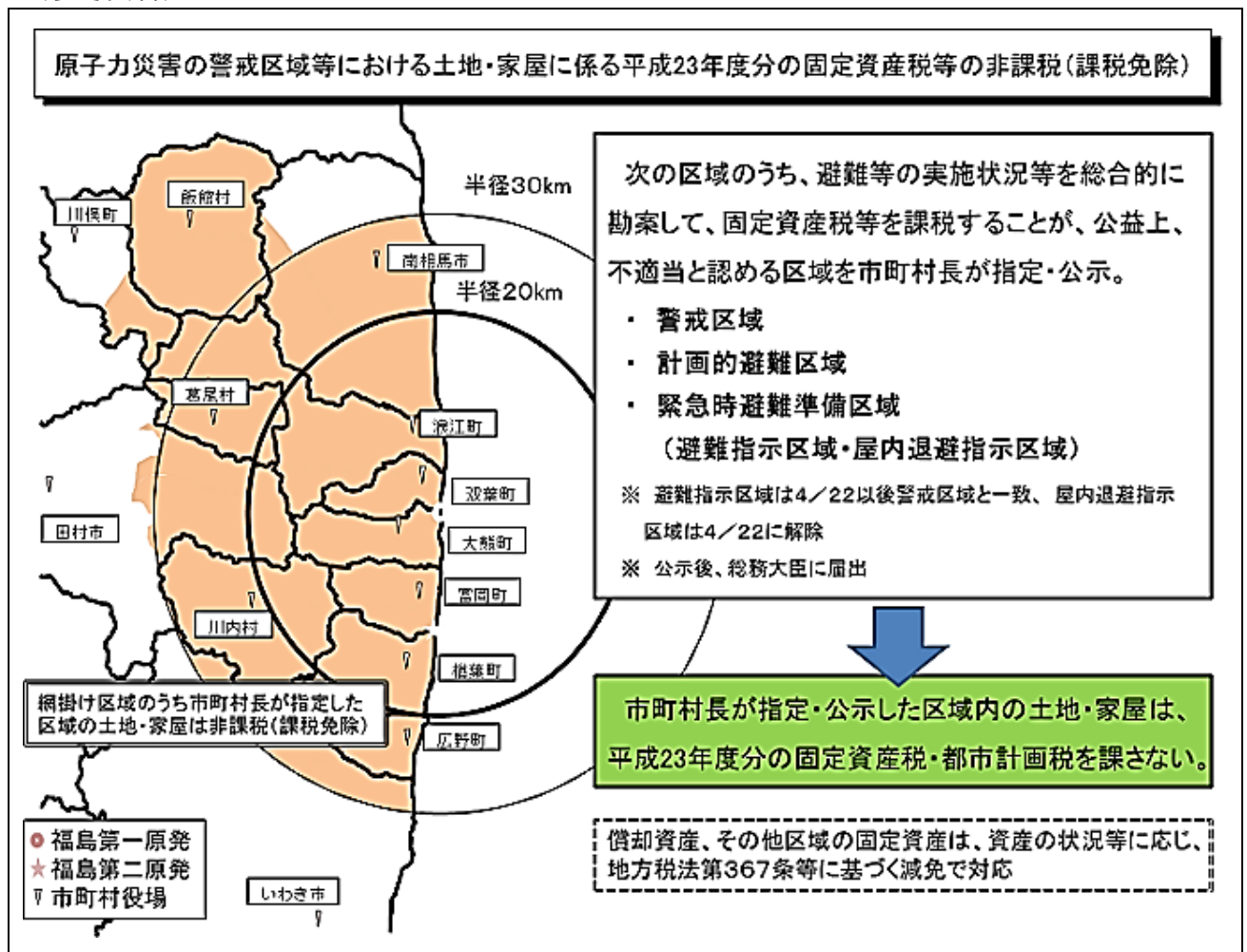
○警戒区域内にある自動車で、用途廃止を事由とする永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないようにする措置が講じられた。

(2) 警戒区域内自動車の代替自動車に係る措置

○警戒区域内にある自動車で、用途廃止を事由とする永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車について、以下の措置が講じられた。

- ①平成26年3月31日までの間に取得した場合の自動車取得税非課税措置
- ②平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税非課税措置

〈参考資料〉



* 総務省ホームページより

以上